

### 第3回 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会 会議録

日時：令和6年1月29日（月）

午前10時～正午

場所：ウィメンズパル 多目的ホール

#### <次第>

#### 1 開 会

#### 2 議 題

##### (1) 第2期葛飾区地域福祉計画（案）について

資料1-1 第2期葛飾区地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

資料1-2 第2期葛飾区地域福祉計画（素案）に対する区民の意見と区の考え方

資料1-3 第2期葛飾区地域福祉計画（案）の主な修正点

資料1-4 第2期葛飾区地域福祉計画（案）

##### (2) くらしのまるごと相談事業の状況報告について

資料2-1 くらしのまるごと相談窓口の相談状況について

資料2-2 団体等訪問の状況報告について

##### (3) 令和6年度の体制及び研修について

資料3-1 令和6年度くらしのまるごと相談事業 会議体全体図(案)

資料3-2 令和6年度 研修実施予定(案)

#### 3 その他

#### 4 閉 会

## 1 開 会

委 員 長：ただいまから、第3回葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事 務 局：～事務連絡・配布資料確認～

委 員 長：本日傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。

事 務 局：本日の会議では、傍聴を希望されている方は4名です。

委 員 長：それでは、傍聴の方に入ってください。

—傍聴者入室—

## 2 議 題

(1) 第2期葛飾区地域福祉計画（案）について

事 務 局：～資料1－1～資料1－4について説明～

委 員 長：パブリックコメントのご意見をいただき、必要性を加味して修正していくということが示されました。区役所の施策としては各部署が個別に計画を立てていますが、縦割りで全体像が見えないところがあります。例えば、パブリックコメントでは、バリアフリーに対する意見が多く出ています。バリアフリーに関しては、都市整備部が計画を策定中ですが、バリアフリーについて詳しく知りたい場合に、他の計画にも掲載があるという情報がありません。関連する他課の施策を知るという視点はいかがでしょうか。

事 務 局：地域福祉計画の中で、子どもに関することや権利擁護など全体的なものを取り扱っていますが、計画の中にどこまで細かく記載するかは、事務局としても迷ったところではあります。ただ、バリアフリーについては、まちづくりにおいても、ハードの部分やユニバーサルデザインの指針などを各所管課が意識するためにはこちらの項目を入れた方がよいと考え、地域福祉計画に入れたところではあります。

委 員 長：携帯などの情報機器の進歩も進んでいます。他区でもあるが、関連施策を知りたいときに容易にアクセスができるような工夫を、検討していただきたい

です。

委員：子どもたちからのパブリックコメントの1番目の「地域活動について、小中高の先生などが生徒に呼びかけをしたら良いと思う。」と2番目の「地域活動について、どんな活動をしているのか、どんないいことがあるのかなどをポスターや学校で知らせ、大切さを学ぶことがいいと思う。」という意見の趣旨としては、地域活動全般に関する情報を、学校の先生あるいは学校の中から発信して伝えていくことが重要だという意見だと思います。「区の考え方」でいくつか具体的な策も書いていただけていますが、例えば「葛飾区協働事例集」は区役所や公民館などにあるもので、学校に配布されているわけではないと思います。それ以外の施策についても、子どもが日常的に目にする場所に情報がないということを言いたいのだと思います。計画書のパブリックコメント版の41ページにある取組方針5「情報提供」の話だと思いますが、子どもに限らず、様々な年代の区民がいる中で、それぞれの生活状況に合わせて情報が届くことが求められています。国の方でもプッシュ型で福祉に関する情報を伝えていくということは、やっていくべきことのひとつとして取り上げられているので、学校の中でも情報発信の工夫をする、などのところまで言及する形で意見を反映させたほうがいいのではないのでしょうか。「区の考え方」に書いてある内容ですと、子どもの意見との齟齬があるように感じるので、言及させていただきます。

委員：資料1-2のNo.1の「区の考え方」についてです。「精神障害者及び難病については本庁舎の福祉総合窓口で受付をしておりますが」とありますが、他の「区の考え方」を見ると現状を記入してあるので、この項目についても問題などに触れてもらおうと、区民に対する説明として適切ではないかと思えます。

事務局：精神障害や難病に関しては、保健センターや健康部での相談に繋がる部分の整理が必要で、なかなか進んでいないところがあります。一方で、手続きについては区役所1ヶ所でやりたいという意見もあり、検討を行っています。理由や現況をもう少し書き込めるか否かは、検討させていただきたいです。

委員：計画書案の12ページの「ユニバーサルデザインのまちづくり」には詳しいことがあまり書かれていません。子どもからの意見の4番目の「点字ブロックを増やしたら良い」という意見については、◎（計画に意見を反映する）となっていて、「区の考え方」では「多くの方が利用する駅周辺や施設などが

集まっている地区においては、駅や施設をつなぐように点字ブロックを連続的に設置するなど、街全体のバリアフリー化に引き続き取り組んでいく」となっています。目の不自由な方の話を聞くと、点字ブロックの上に物を置かないでほしいと言われます。同様に、意見の8番の「道を広くした方がいい」という意見に対しては「道に自転車や看板を置かないように呼びかけて、誰でも通りやすい道になるように今後も取り組んでいく」と書かれているため、この考え方が区にあるのであれば、バリアフリーの点字ブロックの項目にも「物を置かない」ということにも触れてほしいと思いました。バリアフリー化だけでなく、不自由な方の使い方をわかってもらわなければ意味がないと思うので、そのあたりを配慮していただきたいと思います。

委員：パブリックコメントの回答は公表するのでしょうか。もし公表するのであれば、社会福祉協議会が出前授業を学校で行っているの、「区の考え方」として学校内でも発信していることを掲載したら、子どもの思いに寄り添えると思いました。

事務局：先ほどの点字ブロックの件もそうですが、いただいたご意見を踏まえて、社会福祉協議会や所管課などと協議し、修正できるところは修正したいと思います。

委員：12ページのユニバーサルデザインの箇所ですが、都市整備部で、現在、移動円滑化の推進方針を立てています。来年には基本構想を、ということで2か年です。団体の皆様にご協力いただき、まち歩きも含めてやっていますので、こちらの方にも記載ができるように、福祉部と調整させていただきたいと思います。

また、点字ブロックの上に物が置かれるというお話も各所から言われておりますので、商店街とも連携をして指導をさせていただいています。記載するかどうかは分かりませんが、こちらの方もしっかりとやっていきたいと思えます。

委員長：ユニバーサルデザイン関連では、ご発言のあったような、街の点検は様々な団体が、区民参画で色々な作業をやっているようで、大規模にやろうとしていることなので、ぜひ触れたほうがいいと思います。

事務局：都市整備部と調整して、大きな方針として入れられるか、記載を工夫したいと思えます。

委員：資料1-2の子どもからの意見3番目に「公衆トイレをもっと広くして使いやすくすることが必要だ」とあります。これに1つ付け加えたいのは、とある公園に、一か所の入口に対して、大と小のトイレが設置されている公衆トイレがあります。広く気持ちのよい公衆トイレですが、1人が入ると、もう一方が空いているのに使えない構造になっているのは、非常にもったいないと感じます。大と小の入口を別々にすれば、2人同時に使うことが出来るので、そういう考えはいかがでしょうか。

委員長：ご要望としてお聞きさせていただいて、ということでしょうか。今回、小・中・高校生の意見は新鮮で素晴らしいと思いました。特に、地域活動についての提案として「小中高の先生などが生徒に呼びかけたらよいと思う」などがありました。憲法25条には「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と「健康」「文化的」「最低限度」と3項目があり、憲法制定過程では「文化的」な要素は活発的に議論されましたが、その後、日本の文化教育と生活との距離があり、文化や地域活動も含めて国によっては保育園段階からきっちり教えていて、例えばフランスは9月が新学期ですが、その時には国、地方自治体、NPO団体が地域活動やサークル活動の宣伝をして、参加を促しています。単に趣味の知識を得て喜ぶだけではなく、グループに入って団体生活訓練をすることで人間性が向上し、自分とは異なる障害者や環境問題などに関心をもって、活動していく機会を与える、と言っています。子どもたちの、地域活動について自分たちももっと学びたい、という意見は、重要な指摘だと思いました。私も文化的な要素では様々な調査をやっていますが、単に文化施設をどれくらい利用しているか、ではなく、その人の生活の中で文化を享受する機会がないまま年齢を重ねていることについて、非常に考えさせられました。小中高生の子どもたちからこのような意見が出たということは素晴らしいと思います。

(2) 暮らしのまるごと相談事業の状況報告について

事務局：～資料2-1～資料2-2について説明～

委員：資料2-2の「2 主な訪問先」に「高齢者総合相談センター」と書かれています。また、「3 意見交換の主な内容と今後の方向性」の(2)「支援方法や支援機関との連携方法について」で、「寄せられた質問」に「包括とどちらに相談したらよいのか」と書かれています。この「包括」というのは、「高齢者総合相談センター」のことを指しているもので、表現の統一をしなければなら

ないと思います。この委員会だけの資料であれば「高齢者総合相談センター」が「地域包括支援センター」の愛称であるということはおそらく皆さんわかっていると思いますが、一般の方に出した時に分からないと思うので、表現を統一していただきたいと思います。

事務局：はい。失礼いたしました。以後気をつけてまいります。

委員：資料2-1です。たくさん相談があり、本当にご苦労様です。このうち問題解決はどのような処理をしているのかについて質問です。たくさん相談の中で解決されない場合もあると思いますが、どの程度解決されているのかを教えてください。

事務局：問題の解決がどこになるのかが難しいところで、例えば障害に関するサービスや手続きを知りたいという方には、障害福祉課などに案内し、相談を開始したところで、くらしのまるごと相談課の役割は1回終了しています。そこも含めるとくらしのまるごと相談課が必要な課に繋げた、または情報をお話ししたことで、大丈夫です、となった方を含めると、対応を終了した方が半分以上で、約6割から7割程度を推移しています。残りの3割程度については、担当課が複数にまたがる案件や、周りが気にしているが本人に相談の意思がないときに課内でアプローチ方法等を話し合っています。そこでくらしのまるごと相談課がコーディネーターやアウトリーチ役になりながら動いています。次の委員会の際には、その辺の状況も詳しく報告したいと思います。

委員：実際にくらしのまるごと相談課ができてから運営をしていく中で、重篤なケースに関してはなかなか支援が終結せずに対応を続けていると思います。くらしのまるごと相談課があればすべてが解決するというわけではないと思っています。例えば、援助希求をしなくて支援に繋がらないケースや、関係機関が多くなってしまって内部で連携するだけでも苦労があるなど、実施していく上での難しさがあると思うので、そのあたりをお聞きしたいです。資料3に絡むことかもしれませんが、お聞かせいただいてもいいでしょうか。

事務局：いくつかパターンはあると思います。問題が複雑で関係機関が多くなると、どこの問題が一番差し迫っているかなどは、ケース毎に異なります。例えば、お子さんが不登校気味で親世代にあたる方の精神が不安定で、かつ介護も抱えているような家庭では、それぞれの関係課が、お子さんに対しては、学んでいるか、ご飯を食べているかを確認しようとか、介護がきちんとできてい

るか、などを確認しながら、ご本人たちの意思をどこまで尊重しながら、危機的なところに介入するかというのがすごく悩みながらやっているようなケースがいくつかあります。また、以前行政に相談した際に寄り添ってもらえず、行政不信になった方に対しては、複数の支援者の方が話は聞いていても、行政に対する警戒感が強くなっているのも、信頼関係を築いていくための取っ掛かりがなかなかできないことや、危機的な状況の判断をどうするかは、関係課と悩みながら対応に行くことがあります。あとは関係機関によって支援方針が異なるので、そのすり合わせに苦労しているところは日常的にあります。

委員：先ほどの行政支援の拒否で、うまく打破できたケースがあれば、お伺いしたいです。

事務局：ケースによるところはありますが、最近では、別の家族の支援に関わっている方からのご相談で、大変そうな方がいるというご相談がありました。4月にその支援者と訪問し、お話をしましょうかとアウトリーチを始めました。初めのうちは負担にならないよう2週間に1回程度の訪問で、ドアも開けてくれませんでした。だんだん顔を覗かせてくれるようになり、会話ができるようになったのは4か月後くらいです。最近やっと、福祉サービスの申請書を書いていただけたので、職員一同すごく喜びました。ただ、支援に繋がったからといってすぐに終わりにするのではなく、いつでもくらしのまるごと相談課でお話をしますよ、という話をしながら、落ち着くまで経過を見ていこうというケースです。

いつでもそんなにうまくいくわけではなく、今でもどのように家庭に入ろうかと考えています。先ほどのケースでは家庭に入れたからいいですが、家庭全体が拒否してしまうと、どのように家庭に入るか、少しでも繋がっている地域団体に相談しながら進めていますが、地域団体と本人の信頼関係を壊してしまうと本人が地域団体に裏切られたとってしまうこともあるので、そこが悩んでいるところなんです。

委員長：課として組織を立ち上げているのは、全国でも珍しい、かなり進んだ組織として位置付けられると思います。全国的にもかなり注目されていると思います。

資料に電話・来所の相談件数やアウトリーチの件数が月単位で掲載されていますが、今の職員体制で相談の対応ができていますか。かなり大変だと思いますが、その辺はいかがですか。

事務局：少しキャパシティオーバーしているかと思うところもあります。日々のケースワークに追われて、個々の事例から新しい仕組みや課題分析をする余裕がないため、来年度に向け、相談員の人員を増やすような具体策を人事課と行っているところです。また、人員配置についても、医療的な知識のある職員の必要性も相談しているところです。

委員長：問題が自治体の施策・職員の問題などを超えて解決できない課題があると思われれます。努力しても壁にぶつかることもあるので、職員体制をきちんとしないと、潰れていくようなことになります。どんなにがんばっても、例えば、制度がない、あるいは家族関係・地域関係を含めて、職員レベルですぐに対応できるようになるためには相当な時間がかかるなど、さまざまな要素があるので、困難ケースがあればあるほど、職員への精神的な支えが必要になってくると思います。

事務局：おっしゃる通りで、1件1件の相談を受ける職員の心理的負担やメンタルケアがとても重要になってくると思います。児童相談所では、職員を支援する支援員を配置していると聞いていますが、そのあたりについて、くらしのまるごと相談課だけではなく、高齢者の虐待をケースワークする部門や、生活保護のケースワーカーも含め、職員のケアの体制を検討していかなければいけないと思います。職員の人材育成の仕組みを福祉職に対しても検討しているところですが、モデルケースとしてくらしのまるごと相談課でやるかも含めて、検討していきます。

委員長：私も葛飾区の苦情相談員をやった経験がありますが、中でも印象的だったのは、精神的に問題があって、事実ではないことを訴えて、なおかつかなり攻撃的で、相談員との信頼関係が取れないまま進んでいったケースで、その1件を抱えただけでも、かなりのストレスでした。相談現場では同じ様なことが起こると思うので、ぜひ重要な点だと思います。

### (3) 令和6年度の体制及び研修について

事務局：～資料3-1～資料3-2について説明～

委員長：庁内の課長級の会議が新たに作られていて、かなり忙しいと思いますが大丈夫ですか。

事務局：頻繁に開催するわけではなく、重層的支援会議と庁内の会議を、議論を絞りながら行いたいと思います。先日も推進庁内検討会を開きましたが、活発な意見がかなり出て、時間が足りなくなるくらい、各課で悩んでいることややりたいと思っていることが出てきます。課長としての連携体制や意識づくりも大事にしたいと思っています。

委員長：1点だけ気になったのですが、「(仮称) 地域づくり支援分科会」の中に「地域課題の把握」とありますが、活動を通していろいろな団体が地域の課題として掴んだことを、会議体で把握するという目的だと思います。ただ、地域団体が活動していく中で、区民の課題として把握できていること・できないことがあるため、部会を通じて地域課題を把握することには限界があると思います。地域団体や区民も気が付いていないけれど、客観的に課題があるという地域課題の種類もあります。そういうものは、活動団体の意見を聴くだけでは全体の課題として把握はできません。意識されていない課題をどう客観的に把握するかという努力も、会議体とは別に必要だと思っています。私も社会福祉協議会の計画に関わってきましたが、社会福祉協議会も区民と一緒に地域課題を整理して計画に反映していく、というやり方があります。そこに集まる社会福祉協議会に繋がる団体の方にも限界があり、見えていない課題は会議では上がってきません。町会、民生委員等が課題を把握していますが、それぞれが把握している課題だけで整理されてまとめられてしまいます。意識されない課題、組織では使っていない課題もあると思います。最近では、引きこもり、8050 問題などの把握しづらい課題をどう把握するか、ということが必要だと思っています。

委員：「(仮称) 地域づくり支援分科会」ですが、生活支援体制整備事業で、似たような地域課題の把握を行っており、委員には地域包括支援センターの方やNPO法人の方が来たりします。「(仮称) 地域づくり支援分科会」でも似たようなことを話し合われると思うので、住み分けを教えてください。

事務局：現在、高齢の分野でも各地域の課題把握を行っていることは承知しております。こちらでは、まだ仮ではありますが、いままでの個別事業から検討が必要なテーマを絞った形で始めたいと思っています。将来的に生活支援体制整備事業と一緒にしていくかは議論する必要がありますが、議論できていない部分の具体的なテーマを含めながら、地域課題を把握していかなければいけないと考え、来年に向けて準備をしていきたいと思っています。

委員：資料2-2から連続した視点ですが、全体を見たときに、相談支援の対応自体は、新規ケースは落ち着いてきても重篤なケースも多く、キャパシティ的には少しオーバー気味という話がありました。ケースワークを行うだけでなく、そこから見える構造的な課題についてもフィードバックしていくというお話でした。研修の実施、会議体を新設してレイヤーの高いところ、プランの評価や地域資源の充足性の確認、課題の把握まで行おうとしています。内容自体はすごくいいし、これだけ出来れば文句ないと思っています。体制のところ、2つ気になっていることがあります。1つは量的な意味での体制です。これについては相談員を増やすという話があったので、大丈夫かと思っています。もう1つは質的なところについてです。これだけ大量のケースワークを回しながら会議体や研修を行い、そこから見える構造的な課題や抽象的な議論をすると、スーパーバイズのような機能が課の中であって、個々の取り組みを横断して捉えるということ、機能として持つことが重要なのかなという気がしていますが、今の体制や次年度も含めた体制の中で出来そうなのでしょうか。もし、そういうイメージがないならば、そういうポジションを作って人を入れることを考える方がいいと思いました。方針自体には同意ですが、機能させるための体制について気になっています。

事務局：おっしゃる通りのところがありまして、現在は各分野の経験がある程度ある職員を集めています。役割としては連携の中心を担うので、各部署に対するスーパーバイザーのような役割で進めてきましたが、今後異動などがある中で、どのように質を確保しながら人を育てていくのが大きなテーマだと思っています。これは、くらしのまるごと相談課だけではなく、ある程度連携をしなければ進まない高齢の困難ケースや児童の困難ケースも同様な部分があります。そのため、一気に人員の倍増というのは質的に厳しく、少しずつ職員の数を増やそうと思っています。また、時間はかかるかもしれませんが、区役所全体の中で福祉職の人材育成として、方針や必要な能力を明確にしながら、職員が前向きに育っていくようなものを内部で検討しています。資料には記載していませんが、そちらも重要な取り組みだと考えております。職員もいろいろなので、皆さんから様々なご意見を聞きながら、一緒に連携していけるような職員を育てたいと思っています。

委員：研修3-2の「研修③」に関して、(仮称)「窓口対応における基本的な面接技法」として、研修をされるということですが、くらしのまるごと相談課の窓口にくる方は、行政に不信を持っている方、誰に相談したらよいか分からない方、窓口で相談に行くことを躊躇されている方、二の足を踏んでいる方

に対して、行政側から「何でも相談に来てください、まるごとなんでも聞いてください」ということで開かれた窓口だと思っています。そういう方たちへの対応や面接技法を研修されることは、非常に結構なことだと思います。くらしのまるごと相談窓口に来る方たちがどのような方たちなのか、それに対する面接技法ということで研修していただければ、ありがたいと思っています。

委員長：社会福祉協議会にある成年後見制度利用促進会議で昨年上がってきたケースの話です。90歳を超えたお母さんが長年障害のあるお子さんの面倒を見てきましたが、体力的に無理になって相談に上がったケースがありました。非常にショッキングで象徴的だと思うのですが、もっと早い段階で色々なサービスの利用や相談に繋がることなく、ずっと頑張っていたのに、90歳代になって体力的に無理とわかって連れて来られました。こういう類のケースは他にもあると思われませんが、趣味活動や旅行も一切断って、子どものために相談もせずに、頑張っている人たちに対するアプローチも大切なのではないのでしょうか。

事務局：窓口の敷居が高い、ということについては課題として捉えています。今年の研修で教えてくださったのは、相談に来る方は、その前に下調べや様々な過程を経て、決心をして窓口に来られます。区役所で働いていると忘れがちですが、相談に来ることにもハードルがあるという認識だけでも、大事なことだと思っており、くらしのまるごと相談課をはじめ、区役所全体として区民に接する職員が心構えとして忘れないようにするという働きかけは人材育成で必要だと思っています。

委員：人材のところ、量的にも質的にもこれから増えていかなければいけないときに、ケースワークはある程度技能が必要になります。福祉職の採用を増やしていくにあたって、例えば権利擁護で厳しい状況のところに出ていく職員もいっぱいいると思います。そういう方は使命感で頑張っていますが、かなりのストレスを抱えながらやっています。そういったところに精神的なサポート等も必要ですが、手当をきちんとつけることがいいと思います。そして葛飾が目指していることを新規採用や中途採用の方にアピールしていくことによって、葛飾で働きたいと思う優秀な人材が集まるようになると思います。

事務局：職員の採用は増やしていますが、応募が減っており確保していくことも大き

な課題です。手当については、困難ケースのある部署では、アウトリーチに行った際に福祉業務手当がある仕組みがあります。その一方で、いくらの手当をつけるかの議論があるので、すぐに対応することは難しいですが、職員にやる気が出るような制度を、人事と情報共有しながら検討していきたいと思えます。

委員：委員長のお話に関連してお願いがあります。先ほど成年後見や 8050 問題の話がありましたが、我々は 10 代の引きこもりの子ども達に関わっています。10 代の子どもでも家族全員で支援を拒絶していて、10 代の頃から成年後見制度や 8050 問題が見えている部分があります。年齢を横断する形で将来的に一歩でも進めるようなことを委員会全体で模索できたらいいと思っています。

委員：障害のある方や病気のある方の多くが、薬を飲んでいると思います。親の介護に対して子どもが介護サービスを使わずにいる方をみると、大変だと思いつながら薬を出しているときがあります。薬局では福祉に繋げるということをやっていないことが多いので、例えば、くらしのまるごと相談事業についても、今度の研修会では私から会員に話をされていて、少しでも気になる人がいたら繋げてもらうように、と思います。

事務局：ご意見、ありがとうございます。私たちの方も、単なる窓口の案内でなくて、よろしければ年間のスケジュールの中で、個別に集まる会議の中で事例や検証の時間をいただければ、一緒に事例検証のようなワークショップをやりたいと思いますので、ぜひ相談させてください。

委員：来年度のくらしのまるごと相談事業の会議で、会議そのものではなく、いろんな体制についての意見が出ていました。量も質も増やしていかなければいけないけれど、区役所の職員だけをどんどん増やすということではできないし、すぐに質を確保しようとしても、研修ひとつだけでは 1 年くらいで質を確保できるわけではないと思います。ただ、葛飾区の中には、これまで福祉に携わってきた様々な団体があるので、全て動員してオール葛飾で行う体制を作るべきだと思います。重層的支援体制整備事業そのものは、都内のどこを見ても区役所だけで構築しているところはどこにもないので、区役所ができること、支援団体に委託してやれること、を整備して、ネットワークを組み、団結してチーム葛飾を作るべきだと思います。そういった協議の方をよろしくお願ひいたします。

委員：資料3-2の研修③に、「窓口対応における基本的な面接技法」がありますが、面接技法だけではないと感じます。今のくらしのまるごと相談課の相談窓口のレイアウトは、椅子を並べて、仕切りで区切られているだけで、受付がありません。今のレイアウトで相談しやすいかどうかを検討していただきたいです。近くまで行ったが相談しづらい、誰かに声をかけなければいけない、という状況だったので、今の相談窓口の状況でいいのだろうかと感じます。研修もいいが、相談に来られた方が本当に相談しやすい環境をつくる、ということも大事だと思いますので、少し考えていただきたいです。

事務局：区役所の場所が本当に狭くて、現状あるスペースに詰め込んでいる状況です。来年度には人も増えるので、廊下に誰かが立っていたら職員がすぐ出るようにはしていますが、相談にかかわる職員がもう少しカウンターに近い配置を検討しているところです。物理的な制限があるので、なかなか悩ましいですが、プライバシーの確保と職員の机を詰め込むことで、できるだけお客様に快くいられるようなレイアウトを考えてきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

### 3 その他

事務局：～事務連絡～

### 4 閉会

委員長：以上で終わります。ありがとうございました。

以上